

セラミックス賞規程

2011年11月29日改定

理事会承認

(総則)

第 1条 この規程は、公益社団法人日本セラミックス協会細則第12章42条に基づき、セラミックス賞について必要な事項を定める。

(表彰の件数)

第 2条 表彰の件数は、1年1回約50件程度とする。

(受賞候補者の資格)

第 3条 受賞候補者の資格は、セラミックスに関連する技術業務に従事し、成績優秀でその技能抜群の者で、次に掲げる基準の総てに該当する者とする。

- (1) 通算20年以上にわたり上記業務に従事している者。
 - (2) 短期大学、高等専門学校又はこれに準ずるもの以上の卒業でない者。
 - (3) 年令が満50才以上の者。
- 2 在職年数及び年令の算定期日は、受賞の年の4月1日とする。

(推薦手続)

第 4条 会長は、毎年4月上旬に届出のあった特別会員代表者に対し、文書により受賞候補者の推薦を依頼する。また支部長は支部所属の特別会員に対し、推薦を勧奨することができる。

- 2 受賞候補者（その組織の在籍者）の数は、特別会員1級は2名、その他の特別会員は1名とする。
- 3 団体特別会員の場合、当該団体に所属する会員企業（ただし当協会特別会員企業を除く）の在籍者も団体特別会員の在籍者とみなす。
- 4 推薦は、所定の推薦書12通（11通は写）をもって行う。

(同一会社の複数事業所からの推薦及び出向者の取り扱い)

第 5条 同一会社の複数の事業所が特別会員であるか、又は出向先が特別会員である場合の推薦権は次のとおりとする。

- (1) 特別会員にはそれぞれ1人の推薦権を認める。
- (2) 出向者は、出向元・出向先いずれの組織でも在籍者と認める。

(選考委員会)

第 6条 受賞候補者選考のため、セラミックス賞選考委員会を置く。委員会の構成は、委員長1人、委員7人以上10人以内の計11人以内とし、委員は、つとめてセラミックス各分野の有識者を含ませるものとする。

- 2 委員長の任期は、1年とし、毎年理事会の議決を得て会長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、毎年2分の1改選とし、毎年理事会の議決を得て会長が委嘱する。

4 委員に欠員が生じた場合は、直ちにこれを補充するものとし、補充された委員の任期は、前任者の任期を引継ぐものとする。

(選考結果の報告)

第7条 選考委員長は、受賞候補者の選考結果を、選考理由書を付し、会長に報告するものとする。

(決定)

第8条 会長は、前条の答申に基づき理事会に諮り受賞者を決定する。

(表彰)

第9条 表彰は、本会の創立を記念して10月中に行うものとする。賞の授与は、賞状及び副賞とする。

(規程の変更)

第10条 この規程を変更する場合は、理事会の議決を得て行うものとする。

(改定の経緯)

1968年	3月26日制定	法定理事会承認	
1969年	5月22日改定	法定理事会承認	
1972年	3月15日改定	理事会承認	
1974年	12月9日改定	理事会承認	
1978年	4月19日改定	理事会承認	
1986年	4月25日改定	理事会承認	
1988年	3月15日改定	理事会承認	
1991年	7月23日改定	理事会承認	
1992年	9月30日改定	理事会承認	
1996年	1月22日改定	理事会承認	
2001年	1月25日改定	理事会承認	(定款及び細則変更により第1条一部変更)
2003年	1月24日改定	理事会承認	(第3条に4項追加：企業役員は資格無し、 第4条3項追加：団体会員の会員企業在籍者も資格あり)
2007年	9月25日改定	理事会承認	第3条4項削除
2008年	1月24日改定	理事会承認	第4条推薦数変更。1級2件、その他1件
2011年	11月29日改定	理事会承認	第6条選考委員会構成人数部分変更